平成17年(行ケ)第10146号 審決取消請求事件 (旧事件番号 東京高裁平成17年(行ケ)第54号)

口頭弁論終結日 平成17年11月17日

判 決 泵 告

東洋ゴム工業株式会社

灰表者代表取締役 代表者代表取締役 訴訟代理人弁理士 同 同

鈴木崇生 尾崎雄三 梶崎弘一

同同被

作問払 光吉利之 福井賢一 特許庁長官 中嶋 誠

指定代理人 同

佐野整博 井出隆一

同同

一色由美子 伊藤三男

主文原告の請求を棄却する。

告

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が訂正2004-39190号事件について平成17年1月5日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告の有する後記特許につき、原告が訂正審判を請求したのに対し、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

第3 当事者の主張

1 請求原因

(1) 特許庁における手続の経緯

ア 原告及びA株式会社(以下「A」という。)は、名称を「ポリウレタン組成物からなる研磨パッド」とする発明につき、平成14年4月8日(特許法41条に基づく優先権主張・優先日平成13年4月9日)に特許出願をし、平成14年10月11日に特許第3359629号として設定登録を受けた(以下「本件特許」という。)。

イ その後、本件特許につき特許異議の申立てがされ、特許庁において、本件特許を取り消す旨の決定がされた。原告及びAは、同決定の取消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起した(平成17年4月1日当庁へ回付。平成17年(行ケ)第10068号事件)。

グ)第10068号事件)。 ウ 原告及びAは、平成16年8月6日、本件特許の特許請求の範囲等につ き訂正審判を請求した(以下「本件訂正審判請求」という。)。

その後、Aは、本件特許に係る特許権の持分を原告に譲渡し、平成16年12月22日持分移転の登録がされた。

特許庁は、本件訂正審判請求につき訂正2004-39190号事件として審理した上、平成17年1月5日、本件訂正審判請求は成り立たない旨の審決をし、その謄本は、平成17年1月15日原告に送達された。

(2) 登録時の発明の内容

本件特許の設定登録時の特許請求の範囲は、【請求項1】から成り、その 内容は下記のとおりである(以下「本件発明」という。)。

記

有機ポリイソシアネート、ポリオール及び硬化剤からなるポリウレタンを主な構成素材としてなる研磨パッドであって、前記硬化剤の主成分が4、4'ーメチレンビス(oークロロアニリン)であり、且つ、前記ポリオールが、数平均分子量が500~1600であり、且つ、分子量分布(重量平均分子量/数平均分子量)が1.9未満であるポリテトラメチレングリコールを含んでなることを特徴と

する研磨パッド。

(3) 本件訂正審判請求の内容

原告による本件訂正審判請求の内容は、審判請求書(甲3)記載のとおりであり、特許請求の範囲の【請求項1】については、下記のとおり訂正しようとするものである(下線を付した部分が訂正箇所である。)。

記

有機ポリイソシアネート、ポリオール及び硬化剤からなるポリウレタンを主な構成素材としてなる研磨パッドであって、前記有機ポリイソシアネートが、トルエンジイソシアネート及び4、4′ージシクロヘキシルメタンジイソシアネートからなり、前記硬化剤の主成分が4、4′ーメチレンビス(0 ークロロアニリン)であり、且つ、前記ポリオールが、ポリテトラメチレングリコールの数平均分子量が500~1600であり、且つ、分子量分布(重量平均分子量/数平均分子量)が1.9未満であり、前記ポリウレタンは、塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体がポリウレタン中に分散された発泡ポリウレタンであり、さらに弾性率の変化率(60℃における弾性率/20℃における弾性率)が0.47以上であって弾性率の温度依存性が小さいことを特徴とする研磨パッド。

(4) 審決の内容

審決の内容は、別添審決書写しのとおりである。その要旨は、本件訂正審判請求によって特許請求の範囲の【請求項1】に付加しようとする下記の限定1及び2につき、本件特許出願の願書に添付した明細書(甲2。以下「本件明細書」という。)に記載した事項の範囲内においてしたものとすることはできないと判断したものである。

記

限定1:「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体がポリウレタン中に分散された発泡ポリウレタンであり、」とする限定。

限定2:「さらに弾性率の変化率(60℃における弾性率/20℃における弾性率)が0.47以上であって弾性率の温度依存性が小さい」とする限定。

(5) 審決の取消事由

審決は、以下のとおり、限定1及び2が本件明細書に記載した事項の範囲内であるかどうかの判断を誤ったものであるから(取消事由1及び2)、違法として取り消されるべきである。

ア 取消事由 1 (限定1に関する判断の誤り)

しかし、限定1は、本件明細書の段落【0023】, 【0025】の記載を根拠に特許請求の範囲を減縮するものであるから、本件明細書に記載した事項の範囲内においてしたものであることは明らかであって、審決の上記(a)~(f)の判断は、以下のとおり、いずれも誤りである。

(ア) 審決の上記(a)の判断について

本件明細書の段落【0023】には、「本発明の研磨パッドの形態と しては、特許第3013105に見られるような加圧ガスを内包した高分子微小エ レメントが含浸されたポリウレタンマトリックスからなるもの」との記載がある。 そして,甲13公報には,「高分子微小エレメントが大気圧より大き い圧力のガスを含む空隙スペースを有する」こと、「高分子微小エレメントが中空 の微小球体」であること、「適切な高分子微小エレメントには・・・・樹脂が含ま れる」こと、「微小球体は中空で、各球体が約0. 1μmの厚さを持つシェルを有するものとする」ことが記載され、さらに、例1において、高分子微小エレメントに相当する中空高分子微小球体として、「大気圧より大きい圧力のガスを含む空隙スペースを有するエクスパンセル551DE」が記載されている。これらの記載なるのがある。 ら、甲13公報における高分子微小エレメント(上位概念)として「内部に大気圧

念)が挙げられていることが分かる。 また、B株式会社の商品カタログ(甲14。以下「甲14カタログ」という。)の記載から、「エクスパンセル551DE」がポリ塩化ビニリデンとア クリロニトリルの共重合体から成る微小中空球状粒子であることが分かる。

より大きい圧力のガスを含み、シェルが樹脂でできている中空の微小球体」(中位 概念)が挙げられ、その好適な商品として「エクスパンセル551DE」(下位概

したがって、甲13公報には、ポリ塩化ビニリデンとアクリロニトリ ルの共重合体から成る微小中空球状粒子が記載されているということができるか ら, これに反する審決の上記(a)の判断は誤りである。

審決の上記(b)の判断について

甲13公報における高分子微小エレメントは、少なくとも作業環境と接触したときに開口して硬さが減じるものであればよく、その開口手段は、水分と の接触による溶解や膨張に限らず、加工品の表面との摩耗であってもよい。そし て、摩耗により開口する高分子微小エレメントの例として、上述のとおり、塩化ビ ニリデンとアクリロニトリルの共重合体から成る「エクスパンセル551DE」 (「エクスパンセル」のうち、外郭成分が塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共 重合体から成るもの)が挙げられている。したがって、当業者であれば、甲13公報に係る発明における高分子微小エレメントの好ましい材料が塩化ビニリデンとア クリロニトリルの共重合体であることを容易に想起することができるから、これに 反する審決の上記(b)の判断は誤りである。

審決の上記(c)の判断について

甲13公報には、実施例において、シェル(外郭)成分が「塩化ビニ リデンとアクリロニトリルの共重合体」から成る「エクスパンセル551DE」が これが特に好ましい材料であることが分かる。また、甲13公報 挙げられており、 には、好ましい材料として「内部に大気圧より大きい圧力のガスを含み、シェルが 樹脂でできている中空の微小球体」が記載されている。したがって、当業者であれば、出願時の技術常識に照らして、「エクスパンセル551DE」に限らず、「内部に大気圧より大きい圧力のガスを含み、シェルが樹脂でできている中空の微小球体」の下位概念であり、かつ、「エクスパンセル551DE」の上位概念である。 「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」も使用可能 であると認識し、その記載があるのと同然であると理解することができるから、こ れに反する審決の上記(c)の判断は誤りである。

審決の上記(d)の判断について 甲13公報には、上記のとおり、限定1に係る「塩化ビニリデンとア クリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が記載されているのと同然である から、本件明細書の段落【0023】には限定1についての記載があるということ ができる。したがって、これに反する審決の上記(d)の判断は誤りである。

審決の上記(e)の判断について (才)

本件明細書の実施例には、「エクスパンセル551DE」の記載に続 く括弧書きに「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」と記載されているが、これは、「エクスパンセル551DE」の説明として「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」と記載されているのではなく、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」の単なる一具体例として「エクスパンセル551DE」が記載されている。 のである。つまり、本件明細書には、段落【0023】に「特許第3013105 に見られるような加圧ガスを内包した高分子微小エレメント」が上位概念として記 載され、段落【0025】(実施例)に、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの

共重合体からなる微小中空体」が中位概念として、「エクスパンセル551DE」が下位概念として記載されているわけである。したがって、審決の上記(e)の判断は、本件明細書の記載内容を誤認するものであって、誤りである。

(カ) 審決の上記(f)の判断について

本件発明のような化学物質に属する発明においては、実施例として、特許請求の範囲に記載された発明特定事項(原材料等)の好ましい具体例を挙げる際に商品名を記載する場合があるが、その場合には、当該商品が何であるのかを明らかにするために、商品名の後ろに括弧書きで上位概念に当たる発明特定事項を記載しておくのが慣用的な記載方法である(甲19~21)。本件明細書もこのような記載方法に倣ったものであるから、本件明細書の実施例に記載された「エクスパンセル551DE」は括弧内に記載された「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」の一具体例である。本件明細書には、「エクスパンセル551DE」の上位概念に相当する、共重合割合や微小中空体の粒径等が特定されない、一般的な「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が記載されているのであるから、これに反する審決の上記(f)の判断は誤りである。

イ 取消事由2 (限定2に関する判断の誤り)

審決は、限定2について、(g)審判請求人(原告)は、数値の変化を表すものとして、一般的に変化差と変化率が用いられるとするが、弾性率の変化とした。変化差ではなく、変化率をその指標として用いることを説明するものとはびらい。本件明細書にはそのことを示す記載もない、(h) 20℃と、40℃及でのでの弾性率がただ羅列して記載されているにすぎない実施例から、その変化率の指標として20℃及び60℃の弾性率のみを選択し、使用して変化率の指標として20℃及び60℃の弾性率のの変化率が引性率の変化率が引性率の変化率について、本件明細書に記載されているとすることもできないし、20℃あるだら、20℃における弾性率がら、20℃における弾性率がら、弾性率の変化率の指標として本件明細書の記載から自明であるどのでにおける弾性率がの変化率の指標として本件明細書の記載から自明である弾性率が、弾性の変化率の指標として本件明細書の記載から自明である弾性率が、弾性率の変化率の指標として本件明細書の記載から自明である弾性率が、変化率の指標として本件明細書の記載から自明である弾性率が、20℃における弾性率がの、47以上」が記載されているとすることはできないと判断した(審決5万~23行)。

しかし、以下のとおり、限定2は、当業者であれば、本件特許出願時の技術水準に照らして、本件明細書に記載されているのと同然であると理解することができるものであるから、本件明細書に記載した事項の範囲内においてしたものであることは明らかであって、審決の上記(g)~(i)の判断はいずれも誤りである。

(ア) 審決の上記(g)の判断について

本件明細書には、従来の研磨パッドの問題点として、「温度上昇により、研磨パッドの硬度(弾性率)が変わり、高度な表面平坦性を要求される平時の加工に悪影響を及ぼす。」(段落【0003】)、発明の目的として、「研磨パッドと加工物との間の摩擦熱により、研磨パッドの硬度(弾性率)が変度で平坦化加工を安定的に行うことができる研磨パッドを提供することにある。」に、弾性率の温度依存性が小さく、このため、研磨時の研磨パッドと加工をのに、弾性率の温度依存性が小さく、このため、研磨時の研磨パッドと加工もとに、弾性率の温度依存性が小さく、このため、研磨時の研磨パッドと加工もとのでの摩擦熱による研磨パッドの硬度(弾性率)変化が小さくいることが分かとに、弾性率の変化を抑制することを目的とするものである。とが分かる。限に、 実際の研磨時に起こり得る温度変化の範囲内で、 弾性率の変化を示す指にして、 弾性率の変化率(60℃における弾性率と20℃における弾性率との比系用したのである。

確かに、本件明細書中には、変化率という文言が明示的に記載されているわけではない。しかし、本件以外の特許出願においても、弾性率の変化を示す指標として、弾性率の比(変化率)を使用するものは多数あるのに対し、弾性率の差(変化差)やその他の指標を使用するものはないのであって、各種物理特性の変化を示す指標として変化率が使用されることは、出願時における当業者の技術常識であった(甲22~26)。また、広辞苑の「へんか」の欄に、「へんかりつ」は記載されているが、「へんかさ」は記載されていないことによれば、一般常識からも変化率が用いられるということができる(甲27)。そうすると、当業者であれ

ば、技術常識及び一般常識に照らし、本件発明の目的や効果を参酌することによ 弾性率の比(変化率)が本件明細書中に記載されているのと同然であると理解 することができる。

したがって、これに反する審決の上記(g)の判断は誤りである。

審決の上記(h)及び(i)の判断について

本件発明は、実際の研磨時に起こり得る研磨パッドの温度変化の範囲 内(20° ~ 60°)で弾性率の変化を抑制することを目的とするものなので、実施例にはそのような温度範囲における弾性率が記載されている。また、本件発明 は、より広い温度範囲での弾性率の変化率の抑制を目的とするのであるから、実施 例に記載された20℃,40℃及び60℃のうち,最も広い温度範囲である20℃ 及び60℃の弾性率を採用することも当然のことである。なお、実際の研磨時に起こり得る研磨の温度変化の範囲が20℃~60℃であることも技術常識であって、 20℃及び60℃における弾性率を比較すべきことは当業者であれば技術常識から 明らかである(甲28~30)

このように、本件発明においては、本件明細書の実施例の20 C及び60 Cの弾性率が重要な技術的意義を有するのであって、20 C及び60 Cの弾性 率の変化率が指標となることは、本件明細書の記載から自明である。したがって、 本件明細書には、弾性率の変化率の指標として、60℃における弾性率と20℃に おける弾性率の比(変化率)が記載されているのと同然であると理解することがで きる。

また、弾性率の変化率を「O. 47以上」とすることについても、本件明細書に明示的な記載があるわけではない。しかし、この変化率が、実施例1及 び2ではそれぞれ0. 47, 0. 53であるのに対し、比較例1では0. 39, 実験成績証明書(甲10)に記載の参考例4では0. 46であって、これが0. 47 未満の場合には本件発明の効果が発現していないことからすれば、「0. 47」が 数値範囲の下限として本件明細書に記載されていることは明らかである。

以上によれば、本件明細書には限定2に係る「弾性率の変化率(60 ℃における弾性率/20℃における弾性率)が0.47以上」が記載されているのと同然であるということができるから、その記載があるとすることはできないとした審決の上記(h)及び(i)の判断は誤りである。

請求原因に対する認否

請求原因(1)~(4)の各事実は認めるが,同(5)は争う。

3 被告の反論

審決の判断は正当であり,原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

取消事由1 (限定1に関する判断の誤り)に対し (1)

以下にみるとおり、限定1に関する審決の判断に誤りはない。

審決の上記(a)の判断に対する原告の主張に対し

本件明細書の段落【0023】には、「特許第3013105に見られるような加圧ガスを内包した高分子微小エレメント」との記載があるのみで、これと「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」とを結び つける記載はない。原告は、甲13公報及び甲14カタログをもって本件明細書に 「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」の記載があ ることを説明しようとするが、そのようにして説明しなければならないこと自体、 本件明細書にその記載がないことを証明するものである。 イ 審決の上記(b)の判断に対する原告の主張に対し

甲13公報に多数例示された高分子微小エレメントの材料は、ポリウレ タン以外、水溶性又は親水性の高分子であるから、「塩化ビニリデンとアクリロニ トリルの共重合体」を想起させるものでないとした審決の認定に誤りはない。

また、甲13公報には、「エクスパンセル551DE」が記載されてい るが、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体」との記載はない。甲14カタログをみても、「未膨張エクスパンセルのグレード」において、EXPANCELの一部に「PVDC、AN」との記載があるのみで、その他のEXPANCELは「MMA、AN」又は「MMA、AN、MAN」と記載されており、エクスパ ンセルが「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体」の代名詞であるという こともできない。

審決の上記(c)の判断に対する原告の主張に対し

甲13公報には、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体から なる微小中空体」とする記載はなく、それを想起させる記載もない。また、エクス パンセルのすべてが「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」ではないことも明らかであるから、原告の主張は失当というほかない。

エ 審決の上記(d)の判断に対する原告の主張に対し

本件明細書に「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる 微小中空体」が記載されているのと同然であるといえないことは、上記ア〜ウから 明らかであって、原告の主張は失当である。

オ 審決の上記(e)の判断に対する原告の主張に対し

実施例には、当業者が容易に再実施可能なように、本来、具体的な化合物名が記載されるべきものであり、化合物名でなく商品名が記載される場合には、括弧書きの中に、その商品がどのようなものであるかの説明が記載されるのである。そして、下位概念である商品名を説明する際に、それより上位の概念が用いられるのは当然のことであって、実施例に上位概念のすべてが記載されているとすることはできない。

カ 審決の上記(f)の判断に対する原告の主張に対し

本件明細書の実施例に記載された「エクスパンセル551DE」は、その上位概念である「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」の一具体例にすぎない。本件明細書に記載があるのはこれのみであって、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」についての記載がないことは明らかである。

(2) 取消事由2(限定2に関する判断の誤り)に対し ア 審決の上記(g)の判断に対する原告の主張に対し

変化差より変化率の方が変化を表す指標として一般的であるとしても,特許請求の範囲に記載される事柄については、明細書に十分な説明がされなければならないのは当然である(原告の引用する特許公開公報等では、そのような説明がされている。)。これに対して、本件明細書に変化率を指標として採用することの説明が全くないことは明らかである。

イ 審決の上記(h)及び(i)の判断に対する原告の主張に対し

本件明細書には、実施例において、単に20%, 40%及び60%における弾性率が示されているだけであって、その変化率は示されていない。また、弾性率の変化率を求める際の温度として、20%及び60%の弾性率の変化率が一般的であるということもない。したがって、「弾性率の変化率(60%の弾性率/20%の弾性率)」が弾性率の変化率の指標として自明であるということはできない。

さらに、「O. 47以上」という数値も、単に実施例1における変化率がO. 47であるというにすぎず、それ以上でなければならないとする理由も示されていないから、本件明細書に、限定2に係る「弾性率の変化率(60℃の弾性率/20℃の弾性率)がO. 47以上」が記載されているとすることができないとした審決に誤りはない。

第4 当裁判所の判断

1 請求原因(1)(特許庁における手続の経緯),(2)(登録時の発明の内容),(3)(本件訂正審判請求の内容),(4)(審決の内容)の各事実は、いずれも当事者間に争いがない。

そこで、審決の適否に関し、原告主張の取消事由ごとに順次判断することとする。

2 取消事由1 (限定1に関する判断の誤り) について

(1) 限定 1 は、特許請求の範囲の請求項 1 に、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体がポリウレタン中に分散された発泡ポリウレタンであり、」とする構成を付加しようとするものである。

訂正審判の請求による特許請求の範囲等の訂正は、特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でしなければならない(特許法126条3項)。したがって、本件において限定1に係る訂正が許されるとするためには、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が、本件明細書(甲2)に明示的に記載されているか、又は出願時の技術水準に照らし当業者においてその記載があるのと同然であると理解することができる場合でなければならない。

審決は、限定1について、(a) 本件明細書の段落【0023】には、「特許3013105〔判決注:甲13公報はその特許公報〕に見られるような加圧ガスを内包した高分子微小エレメントが含浸されたポリウレタンマトリックス」と

いう記載はあるが、この高分子微小エレメントが限定1に係る「塩化ビニリデンと アクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」であるとする記載はない。 (b) 甲13公報に高分子微小エレメントの材料として例示されるものの多くは、ポリウ レタン以外は、水溶性又は親水性の高分子であり、「塩化ビニリデンとアクリロニ トリルの共重合体」を想起させる記載も認められない、(c) 甲13公報には、 「工 クスパンセル551DE」という特殊な例が記載されるものであって、そのことを もってすべての「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空 体」が高分子微小エレメントとして記載されているとすることはできない。(d)し たがって、本件明細書の段落【0023】には限定1についての記載はなく、さら に、本件明細書に記載されている事項の範囲を甲13公報に広げたとしても、 1に係る一般的な「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中 空体」についての記載は認められない、(e)本件明細書には、その実施例におい て、「エクスパンセル551DE」が記載され、その説明として「塩化ビニリデン とアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」と記載されているものの、(f) 実施例に記載されているものは単に「エクスパンセル551DE」そのものでしかなく、そのことをもって上位概念に相当する共重合割合や微小中空体の粒径などが 特定されない一般的な「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が記載されているとすることはできないと判断した(審決3頁27行~ 5頁6行)

これに対し、原告は、本件明細書の段落【0023】及び段落【002 5】の記載を根拠に、限定1は本件明細書に記載した事項の範囲内でしたものであるから、審決の上記(a)~(f)の判断はいずれも誤りであると主張するので、以下検討する。

(2) まず、本件明細書に「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が明示的に記載されているかどうかについてみると、実施例として、段落【0025】に「このプレポリマーに、エクスパンセル551DE(塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体; B社製) 1480重量部を混合し、減圧脱泡した。」との記載があり、この記載からは、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が明示的に記載されているようにも思われる。

したがって、本件明細書に「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が明示的に記載されているということはできない。

(3) 次に、本件明細書に「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が記載されているのと同然であるということができるかについてみると、本件明細書には、実施例についての上記段落【0025】の記載に加え、段落【0023】に、「本発明の研磨パッドの形態としては、特許第3013105に見られるような加圧ガスを内包した高分子微小エレメントが含浸されたポリウレタンマトリックスからなるものであっても構わない」との記載がある。

タンマトリックスからなるものであっても構わない」との記載がある。 しかし、この記載だけでは、「加圧ガスを内包した高分子微小エレメント」と「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」との関係が不明であるから、「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が記載されているのと同然であるということはできない。

もっとも、「特許第3013105に見られるような加圧ガスを内包した 高分子微小エレメント」が「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からな る微小中空体」に当たることが技術常識であるとすれば、本件明細書に「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」が記載されているのと 同然であるという余地がある。

そこで、特許第3013105号の特許公報(甲13公報)をみると、 れは半導体デバイス等の材料を研磨する際に用いる製品に関する発明に係る特許公 報であって、① 特許請求の範囲の項に、 「高分子微小エレメントが大気圧より大き い圧力のガスを含む空隙スペースを有し」との記載(請求項1), 「高分子微小エ レメントが中空の微小球体であり、各微小球体が約 0. 1 μ mの厚さのシェルを有 する」との記載(請求項12),② 発明の詳細な説明中の好ましい実施例の説明の 項に、「適切な高分子微小エレメントには無機塩、砂糖と水溶性ガムおよび樹脂が 含まれる。このような高分子微小エレメントの例には、ポリビニールアルコール、 ペクチン,ポリビニールピロリドン〔判決注:英文表記省略。以下同じ。〕,ハイ ドロキシエチルセルローズ、メチルセルローズ、ハイドロプロピルメチルセルローズ、カーボキシメチルセルローズ、ハイドロキシプロピルセルローズ、ポリアクリ ル酸、ポリアクリルアミド、ポリエチレングリコール、ポリハイドロキシエーテルアクリライト、澱粉、マレイン酸共重合体、ポリエチレンオキシド、ポリウレタン、およびそれらの組み合わせが含まれる。」との記載(8欄24行~40行)、 ③ 同項に、「好ましくは、このような微小球体は中空で、各球体が約0. 1μ mの 厚さを持つシェルを有するものとする。」との記載(9欄28~30行)、④ 同項に、例1として、「この低粘度領域の間、大気圧より大きい圧力のガスを含む空隙 スペースを有するエクスパンセル551DE(Expancel551DE)中空 高分子微小球体69gが・・・・調合され」との記載(10欄36~41行)があ る。

これらの記載のうち,①及び③の記載をもって「塩化ビニリデンとアクリ ロニトリルの共重合体」が記載されているということができないことは明らかであ る。また、②には、高分子微小エレメントに樹脂が含まれると記載されているもの の、そこの挙げられた16の具体例は、ポリウレタンを除き、専ら水溶性又は親水 性の高分子であるから、この記載から、水溶性又は親水性の高分子ではない「塩化 ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体」が想起されるとはいい難い。さらに、 ④の記載は、甲13公報に係る発明の実施例である研磨パッドを製造するに当たり、原材料の一つとして、「エクスパンセル551DE」が用いられたことが記載 されているにとどまるものであって,これをもって「エクスパンセル551DE」 以外のものを含めた「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体」が一般的に 記載されているということはできない。

そうすると,甲13公報の記載に照らしても,本件明細書の段落【002 3】の「特許第3013105に見られるような加圧ガスを内包した高分子微小エレメント」との記載が「塩化ビニリデンとアクリロニトリルの共重合体からなる微小中空体」を意味すると認識されるとは認められないから、本件明細書に「塩化ビ :リデンとアクリロニトリルの共重合体」が記載されているのと同然であるという ことはできないと解するのが相当である。

- (4) これに対し、原告は、前記第3の1(5)ア(ア)~(カ)のとおり、本件明細書の段落【0023】及び段落【0025】の記載によれば、限定1が本件明細書に 記載した事項の範囲内でしたものであることは明らかであると主張するが、上述したところに照らし、いずれも失当というべきである。
 (5) 以上によれば、限定1につき、本件明細書に記載された事項の範囲内でした
- ものでないとした審決の判断は、正当なものと認められる。
 - 取消事由2 (限定2に関する判断の誤り) について
- 限定2は、特許請求の範囲の請求項1に、「さらに弾性率の変化率(60℃ における弾性率/20℃における弾性率)が0.47以上であって弾性率の温度依 存性が小さい」とする構成を付加しようとするものである。

限定2にいう「弾性率の変化率(60℃における弾性率/20℃における 弾性率)がO. 47以上であ」ることが本件明細書に明示的に記載されていないことは、原告の自認するところである。したがって、限定2に係る訂正が許されると するためには、出願時の技術水準に照らし、当業者において本件明細書にその記載 があるのと同然であると理解することができると認められなければならない。

審決は、限定2について、(g)原告は、数値の変化を表すものとして 般的に変化差と変化率が用いられるとするが、弾性率の変化として、変化差ではなく、変化率をその指標として用いることを説明するものとはいえないし、本件明細 書にはそのことを示す記載もない、(h) 20 $^{\circ}$ $^$

20°C 40°C 60°C 実施例1 404 299 190 実施例2 390 308 205 比較例1 410 271 160

(3) 本件明細書の上記記載によれば、本件発明は、従来技術の問題点を解決するために、研磨パッドの温度変化に伴う弾性率の変化を小さく抑えようとするものであるから、(i) 研磨開始前及び研磨時における研磨パッドの弾性率を何らかの指標を用いて比較すること、(ii) 本件発明に係る研磨パッドは、そうでない研磨パッドに比べて、この指標により示される弾性率の変化が小さいものであることについては、本件明細書に記載があるとみることが可能である。しかし、本件明細書の上記記載を総合し、かつ、本件特許の出願時における技術常識を勘案しても、(i) 弾性率を比較するための指標として「弾性率の変化率(60℃における弾性率/20℃における弾性率)」を用いること、(ii) 本件発明に係る研磨パッドの弾性率の変化率が「0.47以上であ」ることについては、以下のとおり、本件明細書に記載された事項の範囲内とすることはできない。

(i) 本件明細書には、実施例及び比較例につき、20%, 40%及び60%における弾性率が示されている(上記(2)⑥)。このうちの20%及び60%における弾性率を比較の対象として選択したことについては、本件明細書中の「広い温度領域で」平坦化加工を安定的に行うことが可能である旨の記載(上記(2)①、③)に照

らせば、本件明細書の記載から理解し得ない事項ではないと解される。

しかし、弾性率の変化を示す指標としては、ある温度での弾性率と他の温度での弾性率との比(変化率)を用いること、その差を用いることなどが考えられるところ、本件において比を採用すべきことについては、本件明細書には何らの記載も示唆もない。むしろ、本件明細書の「温度による硬度(弾性率)の差が大き くなる」との記載 (上記(2)④) によれば、本件発明においては、弾性率の変化を示 す指標として弾性率の差が採用されたと理解することも可能である。

これに対し、原告は、前記第3の1(5)イ(ア)のとおり、本件特許の出願時における当業者の技術常識及び一般常識からすれば、上記指標として弾性率の変 化率を用いることが本件明細書に記載されているのと同然である旨を主張する。し かし、原告が主張の根拠とする特許公開公報等(甲22~27)がすべて本件発明 と技術分野を同じくし、発明の目的や課題の解決手段を共通にするものであるとは 認められないから、本件発明のようなポリウレタンを主な構成素材とする研磨パッ ドの分野において、弾性率の変化率を用いることが技術常識であると認定すること はできない。したがって、原告の上記主張は失当である。 (ii) 限定2に係る「O. 47以上」という数値につき、原告は、前記第3の

1(5)イ(イ)のとおり、弾性率の変化率(60℃における弾性率/20℃における弾 性率)が、本件発明の技術的範囲に属する実施例1及び2においてはそれぞれ0. 47, 0. 53であるのに対し、これに属しない比較例1及び実験成績証明書(甲10)記載の参考例4においてはそれぞれ0. 39, 0. 46であることによれ ば、弾性率の変化率「0.47」が数値範囲の下限として本件明細書中に記載され ていることは明らかであると主張する。

しかし、本件明細書の【表1】 (上記(2)⑥) に記載された弾性率に基づ いて変化率を計算すれば原告主張のような数値を求めることができるとしても、上 記(i)のとおり、本件明細書に変化率の記載があるのと同然であるとはいえないので あるから、本件明細書に接した当業者がそのような計算をすること自体、期待し難 いと考えられる。また、Aの従業員の作成した実験成績証明書(甲10)の記載を もって、これと同様の記載が本件明細書にあるとも、その記載内容が技術常識に当 たるともといえないことは明らかである。

そうすると、原告の上記主張を採用することはできず、限定2に係る 47以上であ」ることが本件明細書に記載されているのと同然であるとは認 められないと解するのが相当である。

したがって、限定2についても、本件明細書に記載された事項の範囲内でし たものとは認められないとした審決の判断は、正当と認められる。

以上のとおり、原告主張の取消事由1及び2はいずれも理由がない。 よって、原告の本訴請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり 判決する。

知的財産高等裁判所 第2部

| 裁判長 裁判官 | 尚 | 本 | | 缶 |
|----------------|------------|-------|---|---|
| 裁判官 | 上 | 田 | 卓 | 哉 |
| # 411 古 | 上 公 | E 111 | 生 | _ |